

外国人介護職員に関する諸問題

「定着」について

2023年2月12日

二文字屋修

1. 定着について・前振り

「少しでも長く働いてもらいたい」と、経営者は願うものです。経営の安定化のためにこれは当然でしょう。しかし、労働者には辞める権利も自由もあります。外国人技能実習制度は『我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする。』という理念（建て前）により、この権利と自由をそぎ落とし、約30年間続いてきました。

技能実習3年間或いは5年間と規定された在留期間に、ほぼ移動（転籍）の自由はありません。これを多くの人々は人権侵害と糾弾し、2024年以内に廃止となります。これに代わって「育成就労」がスタートします。在留3年間とし、その後「特定技能1号」への準備としての「育成」期間です。もし事業所を変わりたいなら1年後に転籍できますが、職種によっては2年以降となります。でも一応移動の自由を保障した制度ですが、実務的には時間がかかり簡単ではありません。「技能」を「育成」に、「実習」を「就労」に名称変更したに過ぎないと思います。その後「特定技能1号」に在留資格を変更して5年間の就労に就く事ができます。さらに2号に移行すれば5年間の期間更新ができます（その後も延長可能）。この流れで在留し、永住したい場合は在留資格「永住者」に申請できますが、その際に在留期間が10年以上と直近5年以上の就労が必要になります。しかし残念ながら技能実習も新たな育成就労も特定技能1号も、在留期間を就労とはみなしていないのです。特定技能2号で5年以上仕事しないと、申請条件を満たさないとというのが政府の考えです。もとより介護には2号がありませんので、引き続き働きたい場合は1号終了前に介護福祉士試験に合格して在留資格「介護」を取得するしかありません。この就労経験3年以上必要な介護実務経験ルートでの受験者は事前に介護実務者研修450時間の受講が必須となります。費用は8万円から10万円でおよそ6ヵ月間かかります。働きながら学び、取得するのは楽ではありません。特に外国人職員の場合、それに費やす費用と時間を確保するのは日本人受験者よりも難しい選択になることは当然です。ここで立ち止まって考えたいのです。

「少しでも長く日本で働いてもらいたい」とは、雇用者の願望であっても、働く当事者にとっては「この先働いていてもビザはどうなるのか、もらえるのか。でも入管は私たちが8年で帰ってもらいたいと考えているんじゃないのか」。

ここから「働く」ことについて、雇用者と当事者では考える地平が違ってくるのがわかります。当然なことですが外国人にとっては安定した身分＝在留資格が第一に重要なことであり、しかし雇用者はそれを確保してあげることはできないことです。できることは

支援することしかありません。その支援が実を結ぶかどうかは、保障の限りではありません。管理者がこの不安定な支援をリスクと捉えたら、働きやすい職場といえるでしょうか。

2. 外国人職員の定着について議論した

我々AHPの仲間の病院や施設で働く外国人介護職は約80名います。ある会議で特養の施設長がこんな話をし始めました。

「ウチで働いているEPAのフィリピン人介護福祉士なんだけど、第1陣だからもう13年以上働いているんだ。一所懸命働いて家族に仕送りしてて孫の入学式にも帰らないんだよね。しかも4陣で入国した介護福祉士が二人いて、彼女らは独身で仕送りより自分の買い物や旅行に楽しんでいる。これからどういう人生歩むんだろうって心配になってくるし、時々ご飯食べながらそんな話をするんだけど、いつ帰ってもいいんだよとか。でもこのまま日本で働きたいっていうんだよね。」

私たちは皆腕を組んで下を向いて黙り込んでしまった。それぞれの法人に似たような外国人職員がいるからである。

「まあ、本人が気に入って働きたいって言うんだから、その希望を叶えてあげたらいいし、大事なベテラン職員だしね。でも定着って何なんだろうね。」

長く働きたいのは本人の希望。ならば雇用主はそれが叶えられるよう職場内のポジションをアレンジする。そうであれば、短期で辞める場合も、本人の希望だからそれを叶えてあげればよいということになる。どうして後者はリスクと考えるのだろうか、という理屈が成り立つ。喧々諤々議論した結果は、EPAなら4年、技能実習なら3年、特定技能なら5年、それぞれの制度が規定した年数を無事終えたらそれを定着と考えようではないか。EPAで介護福祉士に合格したのに帰国した、残念、とか。技能実習で帰国した、なぜ特定技能に移らないのか、もったいない、とか。支援したのに裏切られた、とか。でもそうではないだろう。本人は制度規定の年数を全うしたのだから、どこにも問題はない。それを途中で帰国したと捉えるのは制度を理解していないからではないか。そもそもの制度設計がそうになっている。まるでビザサーフィンのように、あっちのビザ、こっちのビザって渡り歩いて少しでも長く働くことを選択するのも自由だが、3年、4年で帰国するのも自由だ。なぜそれをリスクととらえるのか。日本人もすぐ辞めるのが多いのだし、でも外国人はビザの在留期間で多少長く働いてくれているのだから、リスクと考えるのは身勝手な話だろう。EPA候補者に介護福祉士に合格してもらいたいと職員総出で受験勉強に付き合い、合格して間もなく帰国したら何で悲観するのか。その時の皆の熱量は大きな財産として残っているではないか、達成感があるだろう。なぜそれがリスクになるのか。職員に、或いは施設に見えない財産が蓄えられたのではないか。それは次に役立つスキルになる。決して無駄ではない。

またこういう話もあった。「技能実習で3年が終わろうとする頃に、『せっかく日本に

来れたのだから他の所にも住んでみたいです。北から南までいろんな日本を体験したいです。今の施設に不満はありません。でもこれが私の希望です』こう言われたら、特定技能になっても頑張っね、と送り出すしかないよね。」

みんなでそんな議論をしたものでした。

3、定着について・・・日本人はどう考える

外国人介護職員の定着がよく話題になります。

・EPAのベトナムは資格を取ると帰ってしまう。

↳ 育成費用が無駄になる。支援した職員のモチベーションが下がる。

・技能実習3年から特定技能1号に変更しないで帰ってしまう。

↳ せっかく日本に来れたのにもったいない。

・いろいろと日本人職員にはない特別な支援をしたのでもう少し長く働いてもらえると思ったのに、経費ばかり嵩んでしまった。。

でも、そうでしょうか。

外国人職員を迎えるためにアパートや家財道具を準備したり、役所の手続きに職員が同行したりと、日本人の入職では必要ない手間がかかります。しかし、これらを特別なサービスと捉えるなら、外国人職員を雇わないほうがいいでしょう。日本に来てすぐに仕事ができるように事前準備するのは雇用の前提条件です。業務指導やOJTはあたり前に必要な事です。でも人材紹介会社に求人を依頼した場合にその手数料は年収の20%~30%かかります。その職員がたとえ数か月で退職しても手数料は戻りません。また求人を出しても人が来ないという現実があります。そこで海外から介護士に来てもらおうという事になるわけですから、例えば技能実習で3年働いてくれれば有難い事ではないでしょうか。

(公財)介護労働安定センターの「R4年度介護労働実態調査」によれば、介護職員の採用率が16.3%で離職率は14.9%になっています。また離職者の勤続年数は1年未満が34.4%、1年から3年未満が25.5%という結果です(n8632)。

しかもこれは介護に限った事ではありません。全産業でも似たような結果が出ています。終身雇用がなくなった今、転職サイトがTVコマーシャルの主流になるほど、労働者の移動は盛んです。

あるベトナム人介護士からの相談を紹介します。「日本に来てすぐ仲良くなった日本人の職員さんが私の面倒を見てくれました。とてもよくサポートしてくれました。でも一年後には辞めてしまいました。他の施設に行ったのです。私も誘われましたがどうすればいいのでしょうか。」

彼女の在留資格は介護です。あなたならどう対応しますか。

4, 定着について・外国人はどう考える

ちょっと立ち止まって考えてみましょう。

日本人の新人職員も、入職数日で或いは数か月で辞めてしまう事はよくあります。外国人は辞めない、とは言えません。外国人も日本人同様に辞めます。理由は日本人の離職者と同じで、仕事が合わない、リーダーの指導が厳しい、給料が安いなど。そして、利用者さんから苦情を言われた、が加わればもう辞めるしかありません。しかし外国人職員は貯金の目標額がありますから、3年は頑張ります。

一方、給与から毎月支払う年金問題があります。外国人職員にとってはほぼもらう事がないだろうと予想される年金を払い続けなければなりません。しかし帰国すると「年金脱退一時金」というのがあります。

日本年金機構のホームページをみると、年金の脱退一時金の変更について説明があり、それによると、「特定技能1号の創設により期限付きの在留期限の最長期間が5年となったこと」から「2021年（令和3年）4月より月数の上限は現行の36月（3年）から60月（5年）に引き上げられました」とあります。

就労中に給与から天引きされる年金ですが数年で帰国した場合に返還される年金は最長5年です。5年以上働いても帰国した場合に戻るのは5年までです。それ以上支払った分は戻りません。

1で述べたように、日本で働いていても永住申請に加算されない期間がある事や支払った年金の脱退一時金の問題などは外国人労働者にとって、日本の政策は優しいものではありません。まるで5年働いて帰ってくれ、とでも言いたげな印象すら持ちます。

5, 定着について・振り返り

外国人職員には入管法上の縛りがあります。しかし日本人職員にその理解が十分にあるでしょうか。ある公的な立場でEPA介護福祉士候補者に受験対策に熱心な先生がいました。その方と会議で一緒した時に驚いたのはEPAの建付けを知らなかったのです。先生の仕事は専門の介護を教えることなのですが、とは言え制度に関心がないというのはいかがなものでしょうか。どのような背景で日本で働いているのか、それはプライベートなことだから関与しないという支援者が結構おられます。でも目の前にいる外国人が、また外国人職員がどの在留資格なのか、それにどのような縛りがあるのかを理解するのはその方の立場や悩みを理解することにつながります。その上に立って、如何に日本で快適な生活を送り、日々喜んで働いてもらえるかをデザインすることが大事ではないでしょうか。それは日本人職員の定着にもつながるものと思います。